



# 鳥取県公報

令和5年11月17日(金)  
第9548号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|       |   |
|-------|---|
| ◇ 告 示 | 生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (533) (孤独・孤立対策課) . . . . . 2 |
|       | 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (534) (〃) . . . . . 2        |
|       | 指定障害福祉サービス事業者の指定 (535) (西部総合事務所県民福祉局) . . . . . 3 |
| ◇ 公 告 | 公の施設の指定管理者の指定 (文化政策課) . . . . . 3                 |
|       | ふぐ処理師試験の実施 (くらしの安心推進課) . . . . . 3                |
|       | 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) . . . . . 5   |

# 告 示

## 鳥取県告示第533号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項又は第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者及び介護予防事業者の開設者の名称及び主たる事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

| 名 称       | 主たる事務所の所在地   | 指定に係る事業所の名称  | 指定に係る事業所の所在地 | サービスの種類    | 変更年月日     |
|-----------|--------------|--------------|--------------|------------|-----------|
| 株式会社エスジーズ | 米子市東山町8-1    | 昭和座デイサービス    | 米子市昭和町55-3   | 認知症対応型通所介護 | 令和3年8月1日  |
| 医療法人誠医会   | 東伯郡北栄町瀬戸45-2 | 訪問看護ステーション大栄 | 東伯郡北栄町瀬戸38-5 | 訪問看護       | 令和5年9月28日 |

### 2 介護予防事業者

| 名 称       | 主たる事務所の所在地   | 指定に係る事業所の名称  | 指定に係る事業所の所在地 | サービスの種類        | 変更年月日     |
|-----------|--------------|--------------|--------------|----------------|-----------|
| 株式会社エスジーズ | 米子市東山町8-1    | 昭和座デイサービス    | 米子市昭和町55-3   | 介護予防認知症対応型通所介護 | 令和3年8月1日  |
| 医療法人誠医会   | 東伯郡北栄町瀬戸45-2 | 訪問看護ステーション大栄 | 東伯郡北栄町瀬戸38-5 | 介護予防訪問看護       | 令和5年9月28日 |

## 鳥取県告示第534号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

| 名 称       | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | サービスの種類    | 廃止年月日      |
|-----------|------------|-------------|--------------|------------|------------|
| 株式会社エスジーズ | 米子市東山町8-1  | 昭和座デイサービス   | 米子市昭和町55-3   | 認知症対応型通所介護 | 令和4年12月20日 |

### 2 介護予防事業者

| 名 称       | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | サービスの種類        | 廃止年月日      |
|-----------|------------|-------------|--------------|----------------|------------|
| 株式会社エスジーズ | 米子市東山町8-1  | 昭和座デイサービス   | 米子市昭和町55-3   | 介護予防認知症対応型通所介護 | 令和4年12月20日 |

## 鳥取県告示第535号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月17日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

| 名 称            | 主たる事務所の所在地      | 指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称 | 指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|----------------|-----------------|--------------------------|---------------------------|-------------|------------|
| 一般社団法人<br>さかくろ | 西伯郡伯耆町上野760-129 | さかくろコミュニティー              | 西伯郡伯耆町上野760-129           | 就労継続支援A型    | 令和5年11月10日 |

## 公 告

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年11月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 管理を行わせようとする公の施設の名称 | 指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地                    | 指定の期間                      |
|--------------------|--|----------------------------|
| 鳥取県立県民文化会館         | 公益財団法人鳥取県文化振興財団<br>理事長 山本 仁志<br>鳥取市尚徳町101-5      | 令和6年4月1日から<br>令和11年3月31日まで |
| 鳥取県立倉吉未来中心         | 〃  | 〃                          |
| 鳥取県立児童謡館           | 公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館<br>理事長 酒嶋 優<br>鳥取市西町三丁目202      | 〃                          |
| 鳥取県立米子コンベンションセンター  | 公益財団法人とっとりコンベンションビューロー<br>理事長 石村 隆男<br>米子市末広町294 | 〃                          |

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）第5条の規定に基づき、ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和5年11月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 試験の日時

- (1) 学科試験 令和6年2月1日（木）午前10時から正午まで
- (2) 実技試験 令和6年2月1日（木）午後1時から

### 2 試験の場所

倉吉市小田458 倉吉市立伯耆しあわせの郷

### 3 試験科目及び配点

- (1) 水産食品の衛生に関する知識（100点）
- (2) ふぐに関する一般知識（400点）
- (3) ふぐ処理の実技（ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。）（200点）

### 4 受験願書の受付期間

令和5年11月17日（金）から同年12月1日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送等による場合は、当該期間内に到達したものに限り、受け付ける。

#### 5 受験願書の提出先

次の所属のうち住所地为管轄するもの（以下「保健所」という。）に提出すること。

鳥取市健康子ども部鳥取市保健所生活安全課（〒680-0845 鳥取市富安二丁目138-4）

鳥取県中部総合事務所倉吉保健所生活安全課（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）

鳥取県西部総合事務所米子保健所生活安全課（〒683-0054 米子市糺町一丁目160）

なお、県外に住所地为有する場合は、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（以下「くらしの安心推進課」という。）に提出すること。

くらしの安心推進課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）

#### 6 受験願書の添付書類

(1) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの）

(2) 受験手数料に係る納付済証、領収書又は領収証書

#### 7 受験手数料等及びその納付方法

次のとおり受験手数料及び実技試験に用いるふぐの代金を納付すること。

(1) 受験手数料9,040円を県が配布する納付書により、又は県庁本庁舎及び各総合事務所の納付窓口において納付すること。なお、既納の手数料は、原則還付しない。

(2) 実技試験に用いるふぐの代金は、受験票に記載する金額とし、試験当日の受付時に現金にて納付すること。なお、納付がない場合は、受験を認めない。

#### 8 受験に当たっての注意事項

(1) 受験者は、試験当日、試験開始の10分前までに集合すること。なお、受付は、午前9時20分から開始する。

(2) 受験者は、次のものを持参すること。

##### ア 学科試験

受験票及び筆記用具

##### イ 実技試験

受験票、白衣、包丁、ふきん、白帽又は三角きん及び清潔な履物

なお、白衣は、調理に適した衛生的な服装であれば白色に限らないものとし、白帽又は三角きんは、髪の毛がはみ出さないものとする。

#### 9 合格者の発表

合格者の受験番号を令和6年2月15日（木）に保健所において掲示するとともに、くらしの安心推進課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。また、同日付けで受験者全員に結果を通知する。

#### 10 合否基準

学科試験、実技試験ともに合格基準を満たした者を合格とする。

##### (1) 学科試験

原則として、試験の合計得点が300点以上である者を合格とする。ただし、水産食品の衛生に関する知識の得点が30点未満である者は不合格とする。

##### (2) 実技試験

原則として、ふぐの処理（ふぐの種類鑑別）の得点が60点以上かつふぐの処理（毒性臓器鑑別）の得点が80点以上である者を合格とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、不合格とする。

ア 毒性臓器の鑑別において、卵巣、精巣又は肝臓の正確な鑑別ができていない場合

イ 処理後の筋肉に有毒部位が付着している場合

ウ ふぐの可食部と不可食部の正確な鑑別ができていない場合

11 その他

- (1) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていたことが判明したときは、合格を取り消す。
- (2) この試験の得点については、即時に開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降2週間が経過する日までの間に、くらしの安心推進課又は保健所（鳥取市健康子ども部鳥取市保健所生活安全課を除く。）に受験票を持参の上、その旨を申し出ること。
- (3) 受験願書の提出状況によっては、受験願書の提出時点で本県に居住していない者（鳥取県内に勤務先を有する者を除く。）からの受験を断る場合がある。

なお、受験を断った場合は既納の手数料を還付する。

- (4) 試験の詳細については、下記に問い合わせること。

くらしの安心推進課 鳥取市東町一丁目220 (0857-26-7211)

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和5年11月17日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

| 日 時                        | 場 所                    | 射撃の実施方法 | 使用実包                               | 受講定員 |
|----------------------------|------------------------|---------|------------------------------------|------|
| 令和5年12月4日<br>午後1時から午後4時まで  | 西伯郡南部町鴨部933<br>米子国際射撃場 | トラップ射撃  | 7 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 号の散弾 | 5人   |
| 令和5年12月18日<br>午後1時から午後4時まで | 〃                      | 〃       | 〃                                  | 〃    |

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

| 日 時                            | 場 所                           | 射撃の実施方法     | 使用実包             | 受講定員 |
|--------------------------------|-------------------------------|-------------|------------------|------|
| 令和5年12月5日<br>午前10時から午後2時30分まで  | 岡山県岡山市北区御津伊田2291<br>御津ライフル射撃場 | 大口径ライフル銃等射撃 | 大口径ライフル銃等に適合する実包 | 5人   |
| 令和5年12月12日<br>午前10時から午後2時30分まで | 〃                             | 〃           | 〃                | 〃    |

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃

イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

(1) 技能講習に対応した銃砲及び実包

(2) 猟銃・空気銃所持許可証

(3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。